

特許法施行令及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）

改正案		現行	
<p>（延長登録の理由となる処分）</p> <p>第三条 特許法第六十七条第二項の政令で定める処分は、次のとおりとする。</p> <p>一 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の登録（同条第五項の再登録を除く。）、同法第六条の第二項（同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）、の変更の登録及び同法第十五条の二第一項の登録（同条第六項において準用する同法第二条第五項の再登録を除く。）</p> <p>二 薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）第十四条第一項に規定する医薬品に係る同項（同法第二十三条において準用する場合を含む。）、の承認、同法第十四条第七項（同法第十九条の二第四項及び第二十三条において準用する場合を含む。）、の承認及び同法第十九条の二第一項の承認</p> <p>第十七条（略）</p>			
（略）	（略）	（略）	（略）
読み替える特許法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句
第百八十四条の十二第一項	日本語特許出願については第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付し	第百八十四条の二十第四項に規定する決定の	第百八十四条の二十第四項に規定する決定の

(略)	第百八十四条の十七	日本語特許出願にあつては第百八十四条の五第一項、外国語特許出願にあつては第百八十四条の四第一項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後にあつては、翻訳文提出特例期間の経過後	国内書面提出期間(第百八十四条の四第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間)の経過後	国内処理基準時の属する日後	た後、外国語特許出願については第百八十四条の四第一項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後にあつては、翻訳文提出特例期間の経過後
	後				

(略)	第百八十四条の十七	日本語特許出願にあつては第百八十四条の五第一項、外国語特許出願にあつては第百八十四条の四第一項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後にあつては、翻訳文提出特例期間の経過後	国内書面提出期間の経過後	国内処理基準時の属する日後	た後、外国語特許出願については第百八十四条の四第一項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後にあつては、翻訳文提出特例期間の経過後
	後				

改正案

現行

（特定手続の指定）

第一条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の政令で定める手続は、次に掲げる手続（別表の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。以下「特定手続」という。）とする。

一～十八（略）

十九 特許法第四十八条の七若しくは第五十条（同法第五百九条第二項（同法第七十四条第二項において準用する場合を含む。）及び同法第六十三条第二項並びに意匠法第十九条及び第五十条第三項（同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。第三十六号において同じ。）又は商標法第十五条の二（同法第五十五条の二第二項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。））及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、同法第六十五条の五及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。第三十六号において同じ。）若しくは同法第十五条の三第一項（同法第五十五条の二第一項（同法第六十条の二第二項において準用する場合を含む。））第三十六号において同じ。）若しくは同法附則第七條（同法附則第十六条第一項（同法附則第十九条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））及び同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））及び同法附則第二十三条において準用する場合を含む。第三十六号において同じ。）の規定による意見書の提出

二十一～四十七（略）

（特定手続の指定）

第一条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の政令で定める手続は、次に掲げる手続（別表の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。以下「特定手続」という。）とする。

一～十八（略）

十九 特許法第五十条（同法第五百九条第二項（同法第七十四条第二項において準用する場合を含む。））及び同法第六十三条第二項並びに意匠法第十九条及び第五十条第三項（同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。第三十六号において同じ。）又は商標法第十五条の二（同法第五十五条の二第二項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。））及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、同法第六十五条の五及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。第三十六号において同じ。）若しくは同法第十五条の三第一項（同法第五十五条の二第一項（同法第六十条の二第二項において準用する場合を含む。））第三十六号において同じ。）若しくは同法附則第七條（同法附則第十六条第一項（同法附則第十九条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））及び同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））及び同法附則第二十三条において準用する場合を含む。第三十六号において同じ。）の規定による意見書の提出

二十一～四十七（略）

(特定通知等の指定)

第六条 法第五条第一項の政令で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は命令(別表の第二欄に掲げる手続に係る同表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。)とする。

一、六 (略)

七、特許法第四十八条の七の規定による通知
八、二十三 (略)

別表(第一条、第三条、第六条関係)

一	(一)法の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた特許出願及び実用新案登録出願(施行日以後にされた特許出願及び実用新案登録出願であつて、特許法第四十四条第二項(同法第四十六条第五項及び実用新案法第十条第一項において準用する場合を含む。)、実用新案法第十条第三項又は旧特許法第四十五条第六項若しくは第五十二条第四項(旧特許法第百五十九条第一項(旧特許法第百七十四条第一項(旧実用新案法第四十五条において準用する場合を含む。))及び旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。)、旧	第一条第六号、第七号、第十号から第十二号まで、第十五号から第二十号まで、第三十五号から第三十七号まで、第四十一号及び第四十二号に掲げる手続(平成十二年一月一日以後に請求された特許法第百二十一	第六条第三号から第六号まで、第八号から第十号まで、第二十号及び第二十一号に掲げる通知又は命令(平成十二年一月一日以後に請求された特許法第百二十一
---	--	---	--

(特定通知等の指定)

第六条 法第五条第一項の政令で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は命令(別表の第二欄に掲げる手続に係る同表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。)とする。

一、六 (略)

七、二十二 (略)

別表(第一条、第三条、第六条関係)

一	(一)法の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた特許出願及び実用新案登録出願(施行日以後にされた特許出願及び実用新案登録出願であつて、特許法第四十四条第二項(同法第四十六条第五項及び実用新案法第十条第一項において準用する場合を含む。)、実用新案法第十条第三項又は旧特許法第四十五条第六項若しくは第五十二条第四項(旧特許法第百五十九条第一項(旧特許法第百七十四条第一項(旧実用新案法第四十五条において準用する場合を含む。))及び旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。)、旧	第一条第六号、第七号、第十号から第十二号まで、第十五号から第二十号まで、第三十五号から第三十七号まで、第四十一号及び第四十二号に掲げる手続(平成十二年一月一日以後に請求された特許法第百二十一	第六条第三号から第九号まで、第十九号及び第二十号に掲げる通知又は命令(平成十二年一月一日以後に請求された特許法第百二十一
---	--	---	--

二	<p>特許法第六十一条の三第一項（旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）及び旧実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）の規定により施行日前にしたものとみなされるものを除く。）</p> <p>（二）防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願</p>	<p>ている場合に するもの を除く。）</p>	<p>第一条第七 号、第十五 号から第二 十一号まで 、第二十五 号から第三 十七号まで 、第四十一 号及び第四 十二号に掲 げる手続（ 平成十二年 一月一日以 後に請求さ れた特許法</p>
二	<p>（一）平成十二年一月一日前に特許法第八十四条の四第一項若しくは実用新案法第四十八条の四第一項の規定による翻訳文又は特許法第八十四条の五第一項若しくは実用新案法第四十八条の五第一項の規定による書面の提出がされた特許法第八十四条の三第一項の規定により特許出願とみなされた国際出願又は実用新案法第四十八条の三第一</p>	<p>第一条第七 号、第十五 号から第二 十一号まで 、第二十五 号から第三 十七号まで 、第四十一 号及び第四 十二号に掲 げる手続（ 平成十二年 一月一日以 後に請求さ れた特許法</p>	<p>第六条第三 号から第六 号まで、第 八号から第 十号まで及 び第十九号 から第二十 三号までに 掲げる通知 又は命令（ 平成十二年 一月一日以 後に請求さ れた特許法</p>
二	<p>（一）平成十二年一月一日前に特許法第八十四条の四第一項若しくは実用新案法第四十八条の四第一項の規定による翻訳文又は特許法第八十四条の五第一項若しくは実用新案法第四十八条の五第一項の規定による書面の提出がされた特許法第八十四条の三第一項の規定により特許出願とみなされた国際出願又は実用新案法第四十八条の三第一</p>	<p>ている場合に するもの を除く。）</p>	<p>第一条第七 号、第十五 号から第二 十一号まで 、第二十五 号から第三 十七号まで 、第四十一 号及び第四 十二号に掲 げる手続（ 平成十二年 一月一日以 後に請求さ れた特許法</p>
二	<p>（二）防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願</p>	<p>ている場合に するもの を除く。）</p>	<p>第六条第三 号から第九 号まで及び 第十八号か ら第二十二 号までに掲 げる通知又 は命令（平 成十二年一 月一日以後 に請求され た特許法第 百二十一条 第一項の審</p>

	<p>項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願</p> <p>(二)平成十二年一月一日前に特許法第八十四条の二十第二項又は実用新案法第四十八条の十六第二項の規定による翻訳文の提出がされた特許法第八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願又は実用新案法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願</p> <p>れた特許法第二百一十一条第一項の審判が特許庁に係属している場合にすることを除く。</p> <p>第二百一十一条第一項の審判が特許庁に係属している場合にすることを除く。</p>	三	<p>平成十二年一月一日前にされた意匠登録出願(平成十二年一月一日以後にされた意匠登録出願であつて、意匠法第十条の二第二項(同法第十三条第五項において準用する場合を含む。)(若しくは同法第七十条の三第一項(同法第五十条第一項(同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))の規定により平成十二年一月一日前にしたものとみなされるもの又は特許法等の一部を改正する法律(</p> <p>第一条第八号、第十一号、第十三号から第十五号まで、第十七号、第十九号、第二十二号、第三十五号から第三十七号まで、第四十一号及び第四十二号に掲げる手続(</p> <p>第六条第三号から第五号まで、第八号、第九号、第十一号、第十二号及び第二十一号に掲げる通知又は命令(平成十二年一月一日以後に請求された意匠法第四十六条第</p>
	<p>項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願</p> <p>(二)平成十二年一月一日前に特許法第八十四条の二十第二項又は実用新案法第四十八条の十六第二項の規定による翻訳文の提出がされた特許法第八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願又は実用新案法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願</p> <p>れた特許法第二百一十一条第一項の審判が特許庁に係属している場合にすることを除く。</p> <p>判が特許庁に係属している場合にすることを除く。</p>	三	<p>平成十二年一月一日前にされた意匠登録出願(平成十二年一月一日以後にされた意匠登録出願であつて、意匠法第十条の二第二項(同法第十三条第五項において準用する場合を含む。)(若しくは同法第七十条の三第一項(同法第五十条第一項(同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))の規定により平成十二年一月一日前にしたものとみなされるもの又は特許法等の一部を改正する法律(</p> <p>第一条第八号、第十一号、第十三号から第十五号まで、第十七号、第十九号、第二十二号、第三十五号から第三十七号まで、第四十一号及び第四十二号に掲げる手続(</p> <p>第六条第三号から第五号まで、第七号、第八号、第九号、第十号及び第十九号に掲げる通知又は命令(平成十二年一月一日以後に請求された意匠法第四十六条第一項</p>

<p>平成十年法律第五十一号)による改正前の意匠法(以下この項において「旧意匠法」という。)(第十条の第二項(旧意匠法第十二条第四項において準用する場合(旧意匠法第十二条第一項の規定による意匠登録出願の変更の場合に限る。)(を含む。))の規定により平成十二年一月一日前にしたものとみなされるものを除く。)</p>	<p>平成十二年一月一日以後に請求された意匠法第四十六条第一項又は第四十七条第一項の審判が特許庁に係属している場合に</p>	<p>平成十二年一月一日以後に請求された意匠法第四十六条第一項又は第四十七条第一項の審判が特許庁に係属している場合に</p>
<p>四 (一)平成十二年一月一日前にされた商標登録出願又は防護標章登録出願(平成十二年一月一日以後にされた商標登録出願又は防護標章登録出願であつて、商標法第九条第一項、第十条第二項(同法第十一条第五項、第十二条第三項、第六十五条第三項及び第六十八条第一項において準用する場合を含む。)(又は同法第十七条の二第二項(同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。))及び同法第五十五条の二第二項(同法第六十条の二</p>	<p>第一条第九号、第十一号、第十三号、第十五号、第十七号、第十九号、第三十五号から第三十七号まで、第四十一号及び第四十二号に掲げる手続(平成十二年一月一日以後に請求された商標法第四十四</p>	<p>第六条第三号から第五号まで、第八号、第九号、第十一号、第十二号及び第二十一号に掲げる通知又は命令(平成十二年一月一日以後に請求された商標法第四十四</p>

<p>平成十年法律第五十一号)による改正前の意匠法(以下この項において「旧意匠法」という。)(第十条の第二項(旧意匠法第十二条第四項において準用する場合(旧意匠法第十二条第一項の規定による意匠登録出願の変更の場合に限る。)(を含む。))の規定により平成十二年一月一日前にしたものとみなされるものを除く。)</p>	<p>平成十二年一月一日以後に請求された意匠法第四十六条第一項又は第四十七条第一項の審判が特許庁に係属している場合に</p>	<p>又は第四十七条第一項の審判が特許庁に係属している場合に</p>
<p>四 (一)平成十二年一月一日前にされた商標登録出願又は防護標章登録出願(平成十二年一月一日以後にされた商標登録出願又は防護標章登録出願であつて、商標法第九条第一項、第十条第二項(同法第十一条第五項、第十二条第三項、第六十五条第三項及び第六十八条第一項において準用する場合を含む。)(又は同法第十七条の二第二項(同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。))及び同法第五十五条の二第二項(同法第六十条の二</p>	<p>第一条第九号、第十一号、第十三号、第十五号、第十七号、第十九号、第三十五号から第三十七号まで、第四十一号及び第四十二号に掲げる手続(平成十二年一月一日以後に請求された商標法第四十四</p>	<p>第六条第三号から第五号まで、第七号、第八号、第九号及び第二十号に掲げる通知又は命令(平成十二年一月一日以後に請求された商標法第四十四</p>

五	
国際商標登録出願	<p>第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する意匠（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）又は同法第四十五条第一項（同法第六十八條）にされた商標法附則第三條第一項（同法附則第二十三條）において準用する場合を含む。）の規定による書換登録の申請</p>
<p>第一條第九號、第十一號、第十五號、第十九號、第二十號</p>	<p>條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條）（同法附則第二十三條）において準用する場合を含む。）又は同法第四十五條第一項（同法第六十八條）にされた商標法附則第三條第一項（同法附則第二十三條）において準用する場合を含む。）の規定による書換登録の申請</p>
<p>第六條第三號から第五號まで、第八號、第九號、第十一號</p>	<p>同法附則第十三條（同法附則第二十三條）において準用する場合を含む。）又は同法第四十五條第一項（同法第六十八條）にされた商標法附則第三條第一項（同法附則第二十三條）において準用する場合を含む。）の規定による書換登録の申請</p>

五	
国際商標登録出願	<p>第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する意匠（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）又は同法第四十五条第一項（同法第六十八條）にされた商標法附則第三條第一項（同法附則第二十三條）において準用する場合を含む。）の規定による書換登録の申請</p>
<p>第一條第九號、第十一號、第十五號、第十九號、第二十號</p>	<p>條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條）（同法附則第二十三條）において準用する場合を含む。）又は同法第四十五條第一項（同法第六十八條）にされた商標法附則第三條第一項（同法附則第二十三條）において準用する場合を含む。）の規定による書換登録の申請</p>
<p>第六條第三號から第五號まで、第七號、第八號、第十號</p>	<p>附則第十三條（同法附則第二十三條）において準用する場合を含む。）又は同法第四十五條第一項（同法第六十八條）にされた商標法附則第三條第一項（同法附則第二十三條）において準用する場合を含む。）の規定による書換登録の申請</p>

六	
平成十二年一月一日前にされた拒絶査定等に対する審判の請求	
第一条第二十四号、第三十五号から第三十八号まで、第四十一号及び第四十二号に掲げる手続	三号、第二十四号、第三十五号、第三十六号、第三十八号及び第四十号から第四十二号に掲げる手続
第六条第三号から第五号まで、第八号から第十八号まで、第二十号及び第二十一号に掲げる通知又は命令	号から第十号まで、第二十号及び第二十一号に掲げる通知又は命令

六	
平成十二年一月一日前にされた拒絶査定等に対する審判の請求	
第一条第二十四号、第三十五号から第三十八号まで、第四十一号及び第四十二号に掲げる手続	三号、第二十四号、第三十五号、第三十六号、第三十八号及び第四十号から第四十二号に掲げる手続
第六条第三号から第五号まで、第七号から第十七号まで、第十九号及び第二十号に掲げる通知又は命令	から第十七号まで、第十九号及び第二十号に掲げる通知又は命令